

茨木市行財政改革指針

【改訂版】

～持続的発展を支える行財政運営の実現に向けて～



平成28年（2016年）3月

茨木市

目 次

第1 行財政改革の基本的考え方	
1 指針改訂の背景	1
2 改訂にあたっての考え方	2
3 改革の基本目標、視点等	
(1) 基本目標	4
(2) 改革の視点	4
(3) 取組の4つの基軸	6
第2 行財政改革の推進体制等	
1 推進に向けた体制	
(1) 全職員による推進	8
(2) 組織横断的な推進体制	8
2 新たなマネジメントサイクルの確立	8
3 取組内容等の公表	9
第3 行財政改革の具体的事項	
1 協働と民間活力の活用の推進	
(1) 多様な担い手との協働のまちづくりの推進	11
(2) 指定管理者制度の適正な運用	11
(3) 民間委託、民営化等の推進	12
2 事務事業の重点化と効率化	
(1) 新たな行政評価制度の確立	12
(2) 事務事業の見直し	13
(3) 業務の改善・改革	13
(4) 補助金、扶助費等の見直し	13
(5) 公共施設等の適正管理と有効活用	14
3 将来を見通した財政基盤の確立	
(1) 計画的な財政運営	14
(2) 負担の公平性確保	15

(3) 新たな財源の確保	15
(4) 税源の確保と拡大	16
(5) 公営企業会計、特別会計等の健全経営	16
4 時代のニーズに即応する行政体制の構築	
(1) 効率的な組織運営	16
(2) 給与制度の適正化	17
(3) 職員の意識改革	17
(4) 多様な勤務形態の活用	17
用語解説	19

※ 本文中の「※」は、巻末に用語解説があることを示します。

第1 行財政改革の基本的考え方

1 指針改訂の背景

地方自治体は、その業務の推進にあたって、住民の福祉の増進に努めて「最少の経費で最大の効果」をあげ、また、常に「組織の合理化」に努めなければなりません。

この使命のもと、本市においては、昭和59年策定の「行政改革の推進に関する基本方針」、平成9年に定めた「茨木市行政改革取組み指針」等に基づき、財政状況や本市を取り巻く社会経済情勢の変化を捉えながら、より効率的で効果的な行財政運営をめざし、行財政改革を進めてきました。

また、平成18年には、平成17年度を開始年度とする第4次総合計画の推進に向け「市民本位のスリムな行政経営への改革」を基本理念とする「茨木市行財政改革指針」を策定するとともに、5年間を計画期間とする実行計画である「茨木市行財政改革推進プラン」を2期にわたって策定して計画的な行財政改革に取り組み、10年間で目標の約89億円を大きく上回る約141億円の歳入確保と歳出削減を実現するなど、一定の成果をあげてきました。

しかし、我が国において急激な人口減少と少子高齢化による人口構造の変化が現実のものとなる中で、人口増加が続いてきた本市においても、数年後には人口減少時代が到来することが予測されます。また、少子高齢化の進行による社会保障費の増加、老朽化する公共施設等の維持管理経費などにより、本市の財政状況はますます厳しさを増すことが見込まれています。

図1 茨木市の将来人口推計（第5次茨木市総合計画より（中位推計））

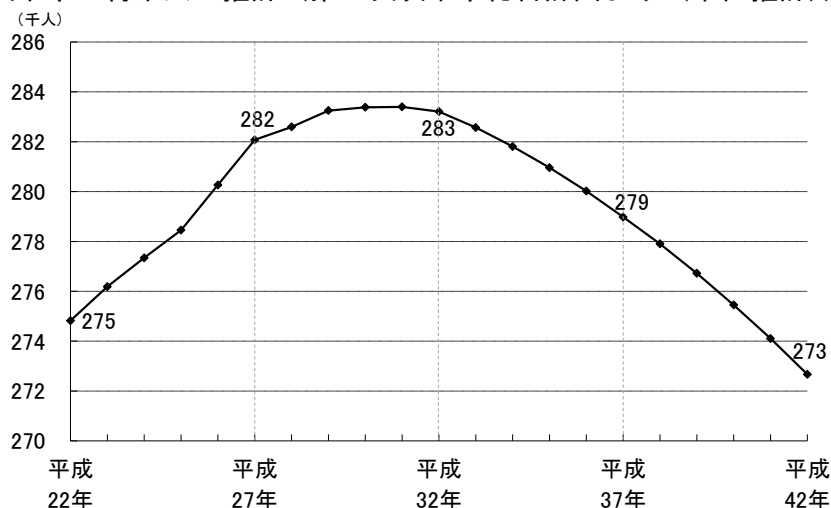
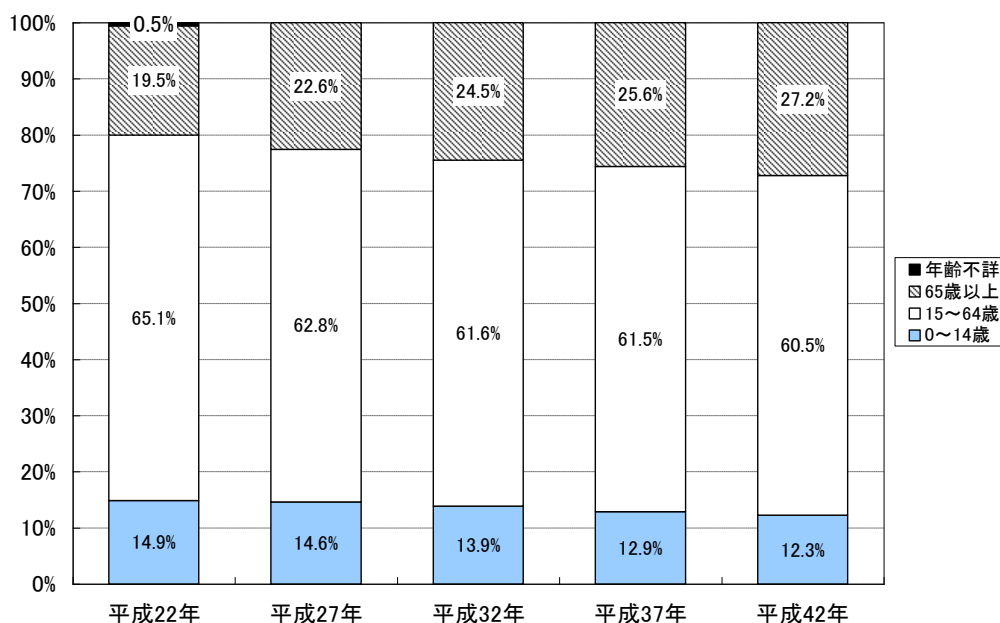


図2 茨木市の人口構成の割合の推移（第5次茨木市総合計画より（中位推計））



こうした状況の中、平成27年度からは、「住み続けたい」「住んでみたい」と思ってもらえるまちをめざし、「ほっといばらき もっと、ずっと」をスローガンとする第5次総合計画^{※1}がスタートしました。

そこで、時代に即した今後の行財政改革の方向性を示すことにより、第5次総合計画の実効性を確保するとともに、将来にわたって、効率的で質の高い市民サービスを安定して提供していくための弾力的な行財政基盤の確立を図るため、このたび、茨木市行財政改革指針を改訂することとしました。

2 改訂にあたっての考え方

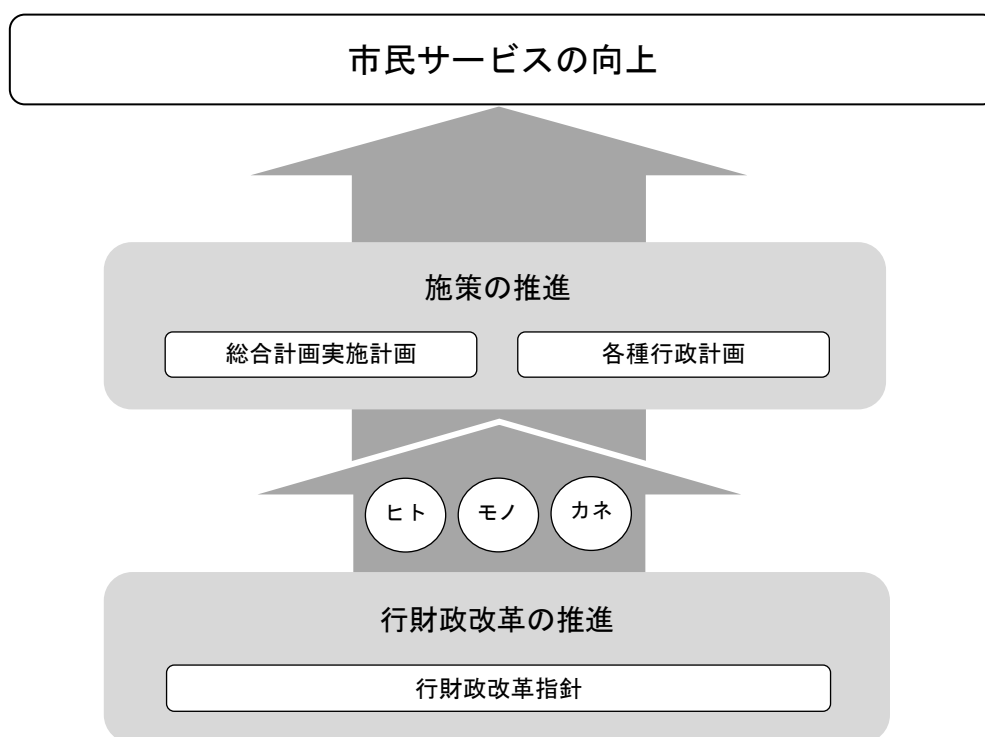
改訂にあたっては、平成27年8月に示された国の助言通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」の内容を踏まえるとともに、他の行政計画や指針等との関係を整理して、行財政改革の対象となる取組の範囲を見直し、本指針の基本目標の達成に向け、真に必要な内容に限定して記載することとしました。また、改訂前の指針から継続して取り組む内容についても、社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな取組内容と併せた具体的取組事項として改めて位置付けました。

この指針は、本市が、地方分権時代にふさわしい自主的、自立的な行財政運営を継続しつつ、第5次総合計画を計画的に推進し、市の魅力と活力の向上や

市民福祉の一層の充実に取り組むため、その礎となる行財政改革の基本方向を定めるものです。また、人口減少の進行や人口構造の変化などをはじめとする、さまざまな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、ヒト、モノ、カネといった経営資源を生み出す行財政改革の具体的事項を示します。

なお、従来、行財政改革の一部として位置付けていた「市民サービスの向上」については、本指針に沿った行財政改革の直接的な効果として実現する場合がありますが、行財政改革の推進により生み出した経営資源を活用し、総合計画実施計画^{※2}の推進などにより実現していくことを基本とします。

図3 行財政改革の推進と市民サービスの向上の関係



※本指針においては、次のとおり用語を使い分けています。

◎市民サービス：市民福祉の向上を図るため、市が市民に対して直接的または間接的に行う行政活動全般をいいます。

◎公共的サービス：市民サービスに国・府等の行政活動、市民、事業者・団体による公益活動を含めた公共的なサービス全般をいいます。

3 改革の基本目標、視点等

(1) 基本目標

【改革の基本目標】

持続的発展を支える行財政運営の実現

第5次総合計画のスローガン「ほっといばらき もっと、ずっと」の「ずっと」は、将来にわたって持続可能なまちづくりの推進を意味しています。

また、第5次総合計画では、その基本計画において、まちづくりを進めるための基盤として、施策「社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する」を掲げるとともに、厳しい財政状況にあっても行政の使命である市民サービスの充実を図るため、人口推計等を踏まえた中長期の財政収支見通しを踏まえ、健全な財政運営に向けた取組の方向性を示す「財政計画」を定めています。

本指針では、この施策を推進し、財政計画に示された経常事業^{※3}の見直し等を実現するための取組の方向性を示すことで、総合計画基本構想の実現と基本計画の諸施策の推進を下支えするとともに、将来の人口減少や人口構造の変化等を視野に入れた長期的な視点での取組の方向性を示すことにより、本市の「持続的な発展を支える行財政運営の実現」を図ることを基本目標とします。

(2) 改革の視点

【改革の視点】

市が担うべき役割の明確化 中長期的な視点に立った行財政改革の推進

ア 市が担うべき役割の明確化

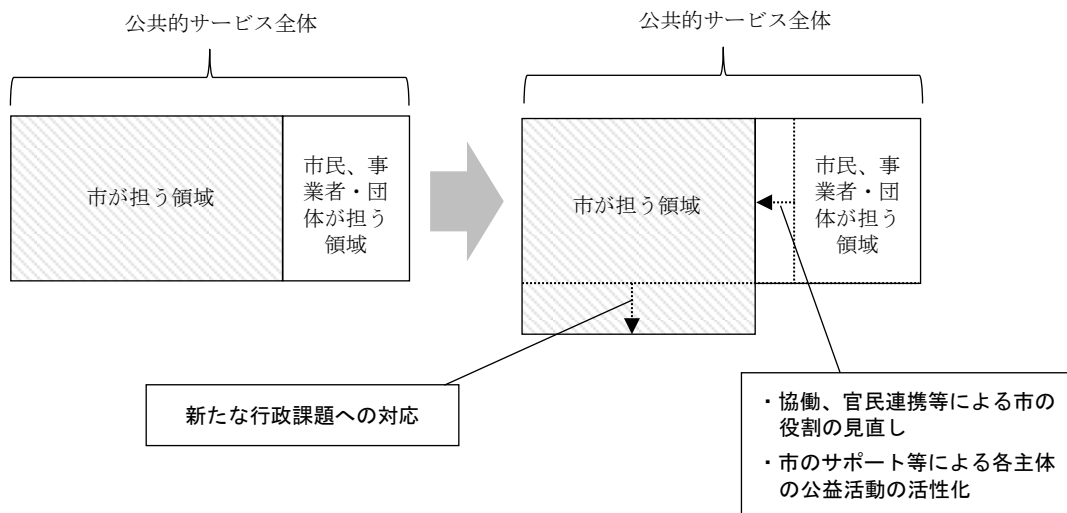
社会経済情勢や市民意識の変化により、今後、さらなる拡大が見込まれる地域の課題や新たな市民ニーズに的確に対応していくため、市民や地域組織^{※4}、NPO^{※5}、企業、大学等といった多様な主体が、行政とともに公共的サービスを提供し、市民生活を支えていくことが必要とされています。

そこで、市は、今後も市が直接担うべき役割を常に見極め、新たな行政課題を含めて重点的に対応することにより、行政としての責務、使命を果

たすとともに、市以外の主体でも担うことができ、必ずしも市が担う必要のない領域については各主体の自主的で自立的な公益活動に委ね、市と他の主体が協力して取り組むことが効果的な領域については、市民との協働やアウトソーシング^{*6}等をはじめとする官民連携（PPP^{*7}）を推進します。

また、多様な主体による、柔軟で効果的な公共的サービスの提供を促進するため、市は支援型、コーディネート型へと役割の見直しを進め、経費面や活動場所等、さまざまな面から各主体の公益活動をサポートすることにより、その活性化を図ります。

図4 各主体が担う公共的サービスの領域の変化



イ 中長期的な視点に立った行財政改革の推進

「持続的発展を支える行財政運営の実現」に向けて、今後、市が取り組むべき行財政改革には、短期的には必ずしも財政的な効果が見込めなくても、将来を見据え、中長期的な視点から、取り組むことが必要とされるものもあります。

そこで、短期的に効果を生み出す取組に加え、今後予測される人口減少の進行や生産年齢人口^{*8}の減少に対応し、将来の税収を確保するための取組や、公共施設等の予防保全的^{*9}な維持管理、市民のまちづくりへの参加意欲を高める取組など、将来を見据えた中長期的な視点に立った改革を推進します。

(3) 取組の4つの基軸

【取組の4つの基軸】

協働と民間活力の活用の推進

事務事業の重点化と効率化

将来を見通した財政基盤の確立

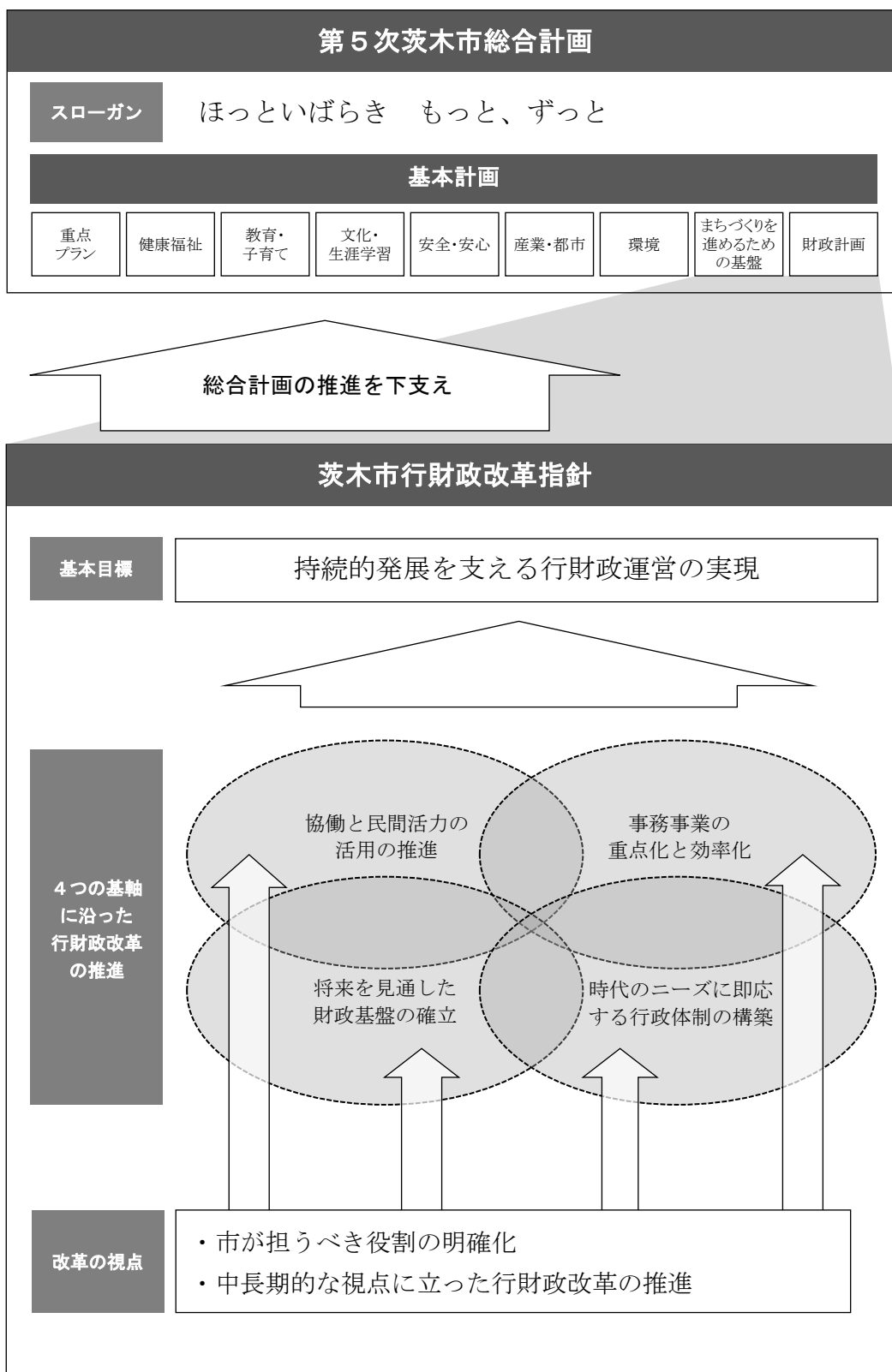
時代のニーズに即応する行政体制の構築

「基軸」とは、物事の基幹、中心となる部分を意味します。

前述の改革の視点を踏まえ、上記の4つの基軸に沿った行財政改革を推進することにより、基本目標の実現を図ります。

なお、これら4つの基軸はそれぞれが完全に独立したものではなく、互いに重複した領域を有する密接な関係をもっていることから、個別の取組事項は、複数の基軸に位置付けることがあります。

図5 行財政改革指針の位置づけと基本目標等



第2 行財政改革の推進体制等

1 推進に向けた体制

(1) 全職員による推進

庁議等におけるトップマネジメント^{※10}のもと、各部課長がリーダーシップを発揮し、自律的に行財政改革を推進します。

また、これまでも、改正前の指針のもと、各職員が自らの担当業務における改善・改革を検討するなど、全職員で行財政改革に取り組んできましたが、今後も、各職員による改善・改革の推進を継続するとともに、職員の一層の意識改革等に取り組むことにより、全職員が、この指針の趣旨と内容を十分に理解し、明確な目的とコスト意識を持って積極的な行財政改革に取り組めます。

(2) 組織横断的な推進体制

複数の部署に関連する取組については、政策推進会議^{※11}等において関係部署間の連携を図り、組織横断的に推進します。また、適宜、プロジェクトチーム^{※12}を設置して検討、調査等を行い、全庁的な体制で効果的な行財政改革の実施につなげます。

2 新たなマネジメントサイクルの確立

これまで、第5次総合計画の前計画である第4次総合計画のもと、3年単位の実行計画である政策推進プラン、予算編成、事務事業評価による、本市独自のマネジメントサイクル^{※13}により、効率的・効果的な行財政運営をめざして取り組んできました。

第5次総合計画においては、その進行管理手法として、毎年度、総合計画の施策及び取組の現状や進捗状況などを確認し、今後の方向性を示す施策評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、基本計画の施策・取組等の推進に向けた今後5年間の具体的な事業計画である実施計画を毎年度策定することとしています。

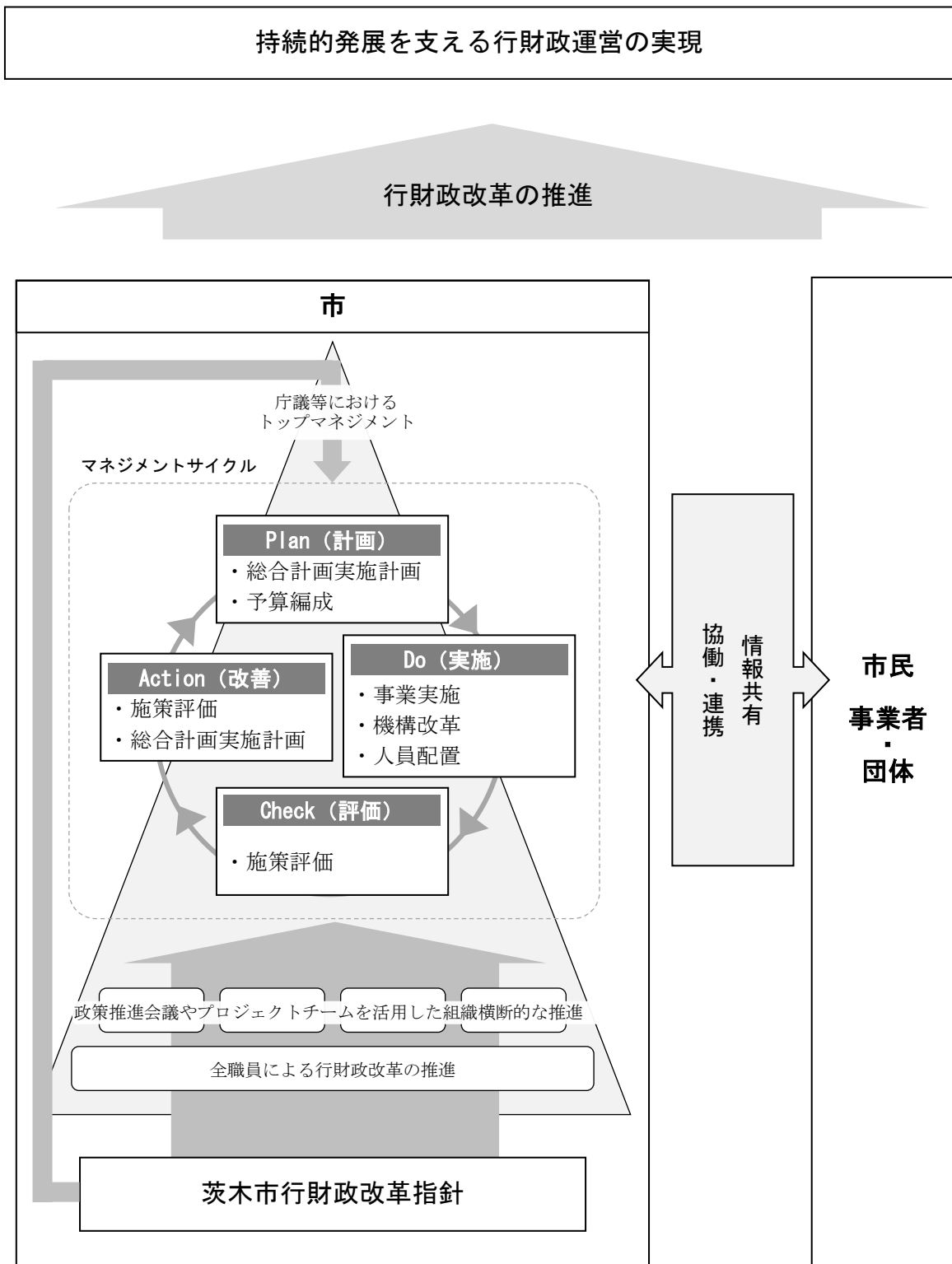
そこで、総合計画実施計画や予算編成、施策評価等を有機的に連携させることにより、限られた経営資源を効果的に活用し、計画的に施策の推進を図る本市の新たなマネジメントサイクルを確立するとともに、その各段階において、

本指針を踏まえた積極的な改革の立案、実施が行われる仕組みを構築することにより、計画的かつ継続的な行財政改革の推進を図ります。

3 取組内容等の公表

市民、事業者・団体の理解と協力のもと、協働と連携による行財政改革の一層の推進を図るため、主な改革については、必要に応じて総合計画実施計画に反映し、計画的に推進するとともに広く公表します。また、実施した取組内容や効果額等は、本指針に基づきとりまとめ、毎年公表し、各主体との情報共有を図ります。

図6 マネジメントサイクルを活用した改革推進のイメージ



第3 行財政改革の具体的事項

基本目標の実現に向けた具体的事項について、4つの基軸に基づいて記載します。各基軸は互いに重複する領域を有していますが、具体的事項は、それぞれ主となる基軸に位置付けて分類しています。

1 協働と民間活力の活用の推進

(1) 多様な担い手との協働のまちづくりの推進

市民、事業者・団体と市が課題を共有し、共にその解決に取り組む、ワークショップ^{*14}をはじめとする事業手法を推進するほか、活動場所の提供や担い手同士をつなぐコーディネート機能の充実等により、NPOや地域組織、大学をはじめとした多様な担い手による自主的、自立的な公益活動を支援します。

また、さまざまな媒体を活用して、行政情報のほか、地域や行政の課題についても市民、事業者・団体と共有することで、各主体が新たな行動を起こすきっかけを提供するとともに、アイデアボックス^{*15}やパブリックコメント^{*16}といった従来の手法に加えて、SNS^{*17}や市民意識調査等を活用した広聴機能の充実により、情報収集力を強化し、その情報を整理、分析することで、市民の声が反映された施策の展開につなげます。

【主な取組】

- ワークショップ等による市民参加型手法の推進
- 地域自治組織^{*18}の結成の促進
- 大学との連携の推進
- 広報広聴活動の推進
- まちづくりへの参加意欲の醸成 など

(2) 指定管理者制度の適正な運用

平成15年の地方自治法の改正以来、本市においても導入を推進してきた指定管理者制度^{*19}について、公の施設の設置目的を効果的に達成するという制度の趣旨を踏まえ、導入施設における適切な管理運営主体等、管理運営のあり方について定期的に検討するとともに、時代に合わせた管理運営方針の一層の明確化を図り、指定管理者と共有することなどにより、より効率的で効果的な運用に向けて取り組めます。

また、指定管理者の事業計画の履行や管理運営の状況等に対する、より客

観的で適正な評価及びモニタリング^{※20}を実施し、市民サービスの安定供給と質の維持、向上を図ります。

さらに、現在、市が直営で運営している施設についても、市民サービスの向上と経費の削減効果、担い手が存在するかなどの総合的な視点から、指定管理者制度の導入の可能性について、改めて検討します。

【主な取組】

- 各施設の管理運営方針の策定
- より適正なモニタリングの実施
- 指定管理者制度の更なる導入の検討 など

(3) 民間委託、民営化等の推進

市のすべての事務事業において、民間事業者が有する知識や経験を活用することが有効な業務について、行政が果たすべき責任や市民サービスの維持向上に留意しつつ、効果やコスト等の分析をしたうえで、民間委託や民営化をはじめとする、さまざまな手法による民間活力の活用を推進します。

また、民間事業者等から創意工夫を生かした提案を広く受け付ける民間提案制度^{※21}についても、委託事業者等の決定における公平性、透明性、競争性の確保に留意しつつ検討します。

【主な取組】

- 窓口業務、庶務事務等の委託化の検討
- 民営化、P F I ^{※22}の検討
- 民間提案制度の検討 など

2 事務事業の重点化と効率化

(1) 新たな行政評価制度の確立

施策評価の過程において、市民の参画を得ながら、総合計画の施策等の現状を確認するとともに、施策等及び施策等を構成する各事業の今後のあり方を検討し、総合計画実施計画や予算編成、事業実施につなげる、新たな行政評価制度を確立し、P D C A（計画・実施・評価・改善）のマネジメントサイクルを実践することにより、全庁的な体制で政策、行財政改革の推進を図ります。

【主な取組】

- 施策評価の本格実施
- 施策評価への市民参加 など

(2) 事務事業の見直し

限りある経営資源を効率的に活用し、総合計画の推進を図り、多様な市民ニーズに的確に対応していくためには、新たに実施する新規・拡充事業（ビルド）の財源は、既存の事業や制度の見直し（スクラップ）により創出する「ビルド&スクラップ」の実践が不可欠です。

そこで、市のすべての事務事業の必要性や目的を明確にしたうえで、総合計画の施策等への各事務事業の貢献度や優先順位、各主体との役割分担、費用対効果、公平性の確保など、幅広い観点から精査し、事業の重点化を図るとともに、既に所期の役割を終えていると考えられるものは廃止・縮小し、類似する事業は統合を図るなどの見直しを行い、事務事業の整理、合理化を進めます。

また、新規・拡充事業による経常的な経費の累積拡大を防ぐ取組を推進します。

【主な取組】

- ビルド&スクラップの実践
- 事務事業の廃止を含めた徹底した見直しの実施
- サンセット方式^{*23}の導入推進 など

(3) 業務の改善・改革

職員一人ひとりが、自ら日常的に取り組む業務がより効率的で効果的なものとなるよう、常に問題意識をもって、その手段や方法を見直す業務改善に取り組むとともに、優れた改善事例を共有することなどにより、全庁的な体制での継続的な業務改善の実施につなげます。

また、BPR^{*24}等を活用した業務プロセスの改革を検討するとともに、ICT（情報通信技術）^{*25}の一層の活用による業務の効率化や市民サービスの向上に努めます。

【主な取組】

- 全庁的業務改善活動の実施
- BPR手法を活用した業務フローの見直しの検討
- ICTの活用による業務の効率化、市民サービスの向上
- 総合窓口^{*26}の導入の検討
- 情報システムの全体最適化^{*27} など

(4) 補助金、扶助費等の見直し

団体補助から事業補助への切り替えや提案公募型^{*28}への見直しを進めてきた各種補助金について、今後も、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を

踏まえ、公益性、公平性、有益性の観点から事業の必要性を定期的に検証し、廃止を含めてそのあり方を検討します。また、各種負担金については、その必要性、効果、公益性等の観点から、予算編成などの機会を捉えて見直しを行います。

市単独の扶助費^{※29}については、公的扶助が必要とされる事業本来の意義と役割を踏まえ、負担と公平性の観点から所得制限の導入や基準の見直し等を検討するとともに、他自治体との均衡や社会経済情勢を考慮し、廃止を含めた見直しを検討します。また、国・府補助事業の扶助費についても同様に、事業の継続の必要性を検証し、見直しを検討します。

【主な取組】

- 補助金の見直し
- 負担金の見直し
- 扶助費の見直し など

(5) 公共施設等の適正管理と有効活用

昭和40年代から50年代にかけて集中して整備したインフラや公共施設について、近い将来、一斉に改修や更新の時期を迎えることが想定されることから、予防保全や長寿命化による計画的な維持管理を進めることにより、財政負担の軽減と平準化を図ります。また、人口減少時代の到来を見据え、各公共施設等の再編・再配置や多機能化を含めた今後のあり方について検討し、有効活用を図ります。

【主な取組】

- 公共施設等総合管理計画の策定
- 公共施設等の予防保全と長寿命化
- 公共施設の有効活用 など

3 将来を見通した財政基盤の確立

(1) 計画的な財政運営

総合計画における財政計画を基本にしながら、毎年度策定する中長期財政見直し^{※30}において、中長期的な経常経費等の見直し目標額を設定し、柔軟な財政構造の保持と将来負担の抑制に向けた取組を推進します。また、予算編成における、各部課の創意工夫による自主的な経費の節減及び歳入の確保の促進を図ります。

また、財政のマネジメント強化のため、国が示す統一的な基準による財務

書類等を作成し、予算編成等に活用するほか、市民の理解と協力を得ながら、健全財政の維持に取り組むため、市の財政状況に関する、市民への積極的な情報提供を行います。

【主な取組】

- 中長期財政見通しの策定
- 地方公会計^{※31}の導入
- 市の財政に関する情報提供 など

(2) 負担の公平性確保

市税をはじめ、強制徴収公債権^{※32}である国民健康保険料、介護保険料、保育所等利用者負担額（保育料）等の収納率の向上を図るため、組織横断的な債権管理に取り組むとともに、一般廃棄物処理手数料や市営葬儀手数料などの非強制徴収公債権^{※33}、スポーツ施設や市営住宅の使用料などの私債権^{※34}を含めた過年度未収金の徴収に努めることにより、負担の公平性の確保を図ります。

また、市が提供する市民サービスについて、その公共性の程度や政策的な配慮、応能負担の原則等を踏まえ、適切な時期における受益者負担の見直しを行い、利用者が負担する部分と税等で負担する部分とのバランスの適正化を図ります。

【主な取組】

- 適切な債権管理による収納率の向上
- 未収金対策の強化
- 使用料・手数料の定期的な見直し
- 保育所等利用者負担額等各種利用者負担の見直し など

(3) 新たな財源の確保

地方分権時代に対応した自律的な行財政運営のため、広告事業^{※35}の一層の推進やネーミングライツ^{※36}の導入検討、市有財産の売却・貸付、協賛金・寄附金の活用の推進等、新たな財源確保に向けた検討を進め、市民、民間事業者等の理解を得ながら、更なる財源調達力の強化に努めます。

【主な取組】

- 広告事業の推進
- ネーミングライツの導入検討
- 市の遊休地の売却・貸付
- 協賛金収入等を活用したイベント等の充実
- ふるさと寄附金^{※37}の推進 など

(4) 税源の確保と拡大

安定的な税収の確保とその増大を図るため、地域経済の活性化に向け、企業の誘致や産業振興、雇用の創出に取り組みます。

本市の居住地としての魅力を高め、効果的にその魅力を市内外へ発信することにより、現役世代の定住・転入を促進し、個人市民税をはじめとした税収の維持・拡大を図ります。

また、負担の公平性や市民生活、経済活動への影響などに配慮しつつ、税源の確保、拡大に向けた検討を行います。

【主な取組】

- 雇用促進
- 企業誘致
- 市内企業支援
- 現役世代の定住促進 など

(5) 公営企業会計、特別会計等の健全経営

上・下水道事業においては、安定的かつ効率的な市民サービスを提供するため、組織のあり方の検討を含め、中長期を見据えた計画的な企業経営に努めるとともに、民間活力の活用や建設投資の適切な実施等による、さらなる経営改革に取り組みます。

国民健康保険や介護保険など、特定の収入をもって事業を行う特別会計については、それぞれの給付内容や事業運営状況を常に検証し、長期的な視点から適正な運営を行うとともに、基準外繰出の一般会計繰出金の抑制に努めます。また、市が出資する法人^{※38}の経営状況の管理等により、各団体の経営健全化を図ります。

【主な取組】

- 上・下水道事業の経営健全化
- 上・下水道組織のあり方の検討
- 各種特別会計の健全な運営
- 市の出資法人等の経営状況管理 など

4 時代のニーズに即応する行政体制の構築

(1) 効率的な組織運営

多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速、的確に対応するため、効率的で機動的な組織機構を構築し、それに見合った適正な人員を配置します。

各部課単位では対応が困難な組織横断的な課題に対しては、政策推進会議やプロジェクトチームの一層の活用等により、柔軟かつ機能的に対応するとともに、広域的な見地からの対応が必要な課題に対しては、ハード、ソフト両面における、府や他市町村との連携、協力関係の充実を図ります。

【主な取組】

- 組織機構の再編整備
- 組織間の連携強化
- 自治体間連携の推進 など

(2) 給与制度の適正化

給与制度は、市民からの理解が得られるものであるとともに、職員の勤務意欲を向上させる制度である必要があります。これまでも継続的にその適正化に努めてきた本市の給与制度について、今後も、国家公務員の給与制度や人事評価制度を基本としながら、各職員の職務や職責、人事評価結果等に応じて適切に処遇へ反映できるよう、適正化に取り組みます。

【主な取組】

- 職務や職責、能力に応じた給与制度の構築
- 人事評価制度の再構築
- 資格取得による処遇への反映 など

(3) 職員の意識改革

すべての職員が常にコスト意識と問題意識を持ち、市が果たすべき役割を理解したうえで、市民の目線に立った行動がとれるよう、職員研修等を通じた意識改革を推進します。

また、他の模範となる職員や組織への褒賞や庁内公募制度^{※39}の検討等を通じて、職員の新たな行政課題に果敢にチャレンジする意識の向上を図ります。

【主な取組】

- 人材育成基本方針に基づく職員研修の充実強化
- 庁内公募制度の検討
- チャレンジする組織風土づくり など

(4) 多様な勤務形態の活用

地方分権の進展に伴う権限移譲、行政課題の多様化等により事務事業が増大する中であっても、事務事業の見直しや民間委託等の推進と併せて、任期付職員^{※40}や再任用職員^{※41}、短時間勤務職員、非常勤・臨時職員などの多様な勤務形態を活用し、効率的で効果的な行政運営を図りながら、市民サー

ビスの向上に努めます。

【主な取組】

- 専門的知識を有する任期付職員のさらなる活用
- 育児休業代替任期付職員の採用 など

用語解説


No	用語	ページ	説明
1	第5次総合計画	2	平成27年度からの10年間を計画期間として、茨木市をどんなまちにしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのかを総合的・体系的にまとめた市の最上位計画。
2	総合計画実施計画	3	第5次総合計画基本計画に掲載されている施策等を効果的に進めていくために取り組むべき具体的な事業の計画。予算編成や事業執行の指針となる。
3	経常事業	4	人件費や公債費をはじめ、扶助費 ^{※29} や特別会計への繰出金、団体等への補助金、公共施設の維持管理費など、毎年度継続して実施する事業。
4	地域組織	4	自治会や自主防災会、地区福祉委員会、PTAなど、市内の各地域で、年代別、目的別に、市民生活に関わる多種多様な活動を行う組織。
5	NPO	4	民間の非営利組織のことで、営利を目的としない団体の総称。
6	アウトソーシング	5	市民サービスの向上、効率的な行財政運営を実現するために、事務事業の一部を単に民間企業を中心とした外部へ委託することだけでなく、民間のヒト、モノ、カネ、ノウハウといった資源を積極的に活用すること。
7	官民連携（PPP）	5	Public Private Partnership の略。従来行政で行われていたサービス分野を、民間委託、PFI、独立行政法人、民営化などの方策を通じて民間に開放し、市民サービスの効率化と質の向上を図る考え方。
8	生産年齢人口	5	15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。
9	予防保全	5	建築物等の構造体または附帯設備に不具合、故障が生じる前に、修繕もしくは交換を行い、性能、機能を所定の状態に維持する保全の方法のこと。
10	トップマネジメント	8	組織の最高経営者層が、総合的観点から、組織の基本方針や目標などの重要事項を意思決定すること。
11	政策推進会議	8	市政運営の基本方針、重要施策等について審議、調整等を行い、政策の総合的かつ円滑な推進を図るための会議。庁議、総括部会、専門部会などからなる。
12	プロジェクトチーム	8	市の重要施策等に関する課題及び問題点を調査研究し、又は具体的な方策を検討するため、適宜、政策推進会議専門部会に設置される、組織横断的な庁内組織。
13	マネジメントサイクル	8	継続的に物事を望ましい状態にするために行う、定形化された一連の管理活動。
14	ワークショップ	11	さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。

用語解説

No	用語	ページ	説明
15	アイデアボックス	11	市民と協働したまちづくりを推進するため、市ホームページやファックス、市内 14 か所のアイデアボックスで、市政に対するアイデアを市民から募る事業。
16	パブリックコメント	11	広く市民の意見を聞くことにより、市における政策等の意思形成過程に市民参加を進め、その有益な意見によってよりよい計画等を策定する制度。
17	SNS	11	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
18	地域自治組織	11	地域住民が自ら責任を持って、よりよい地域づくりに向けて、多様な主体と共に連携・協働して地域を運営する組織。
19	指定管理者制度	11	公の施設について、地方自治体が条例の整備を行い、法人その他の団体を議会の議決を経て指名することで、その管理を行わせることができる制度。
20	モニタリング	12	指定管理者により提供される市民サービスの水準を、市が監視（測定、評価）すること。
21	民間提案制度	12	市の事務事業について、民間の能力やノウハウ、創意工夫を活かした提案を募集し、サービス提供主体の最適化等を図り、市民サービスの向上、経費節減等を図る制度。
22	PFI	12	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
23	サンセット方式	13	事業の終了年度をあらかじめ設定しておくこと、或いは、一定の見直し期間を設けて、継続の必要性が乏しければ自動的に終了するよう設定すること。
24	BPR	13	Business Process Re-engineering の略。業務効率や生産性を高めるため、業務内容や業務の流れ、組織構造を分析し、最適化すること。
25	ICT（情報通信技術）	13	Information and Communications Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。
26	総合窓口	13	市民の利便性向上のため、複数の窓口で行っていた届出や申請といった手続きを、一箇所の窓口で集中して行うことができるようにする取り組みのこと。
27	情報システムの全体最適化	13	複雑化し、経費が増加している市の情報システムについて、全庁的な視点から最も安全で効率的な情報システムとなるよう再構築すること。
28	提案公募型（提案公募型公益活動支援事業補助制度）	13	市民活動団体等と共に課題解決を図る協働体制を構築するため、市民活動団体等から広く提案を募り、その公益活動に対して補助金を交付する制度。

用語解説

No	用語	ページ	説明
29	扶助費	14	社会保障制度の一環として市民福祉を支えるための経費。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など国の法律に基づいて支出するものと、市が市民福祉の増進のために独自の施策として支出するものがある。
30	中長期財政見通し	14	中長期視点に立った計画的財政運営を進めるため、これまでの決算額等をもとに、将来推計人口等から一定の条件を想定し、政策事業費を含む今後の財政収支がどのように推移していくかを推計するもの。
31	地方公会計	14	これまでの自治体の会計制度に企業会計的要素を取り込むことにより、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産や債務の適正管理や有効活用などの中・長期的な視点に立った財政運用の強化に資するもの。
32	強制徴収公債権	15	公法上の原因に基づいて発生する債権（公債権）のうち、個別の法令の根拠規定により、市が滞納債権について地方税法の例による滞納処分を行える債権。
33	非強制徴収公債権	15	公法上の原因に基づいて発生する債権（公債権）のうち、法令で強制徴収手続きが規定されておらず、裁判所の命令がなければ強制執行できない債権。
34	私債権	15	契約などの私法上の原因に基づいて発生する債権。非強制徴収公債権と同様、滞納処分が行えないため、市は裁判所に支払督促や訴えの提起等を通じて強制執行を行う。
35	広告事業	15	市の印刷物、ホームページ及び公の施設等の資産のうち、広告の掲載が可能な媒体に民間企業等の広告を掲載する事業。
36	ネーミングライツ	15	公共施設などの名称や愛称に、企業の社名やブランド名を付与する権利。いわゆる「命名権」。
37	ふるさと寄附金	15	任意の地方自治体に一定額以上の寄附を行った場合、現在の居住地に支払う住民税や所得税などの一部が控除される制度。「ふるさと納税」ともいう。
38	市の出資法人等	16	土地開発公社、一般財団法人保健医療センター、公益財団法人文化振興財団、社会福祉法人社会福祉協議会、公益社団法人シルバー人材センター
39	庁内公募制度	17	職員のやる気と向上心を高め、職員の希望に沿った適材適所の職員配置を図るため、特定の所属について職員からの異動希望を募り、申し出のあった職員の中から審査、選考を行ったうえで配置する制度。
40	任期付職員	17	高度の専門的知識経験等を要する業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に対応するため、任期を定めて採用する職員。
41	再任用職員	17	定年等で退職した職員の公務で培った知識、経験を公務の場で活用していくとともに、60歳台前半の生活を支えるために設けられた制度。



**茨木市行財政改革
シンボルマーク**

茨木市の「茨」の字をモチーフとし、将来にわたって発展するまちを矢印に見たて、それを支える人（市民、市職員）の姿を表現しています。

茨木市行財政改革指針【改訂版】

平成28年（2016年）3月

茨木市 企画財政部 政策企画課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話：072-622-8121（代表）

E-mail：kikaku@city.ibaraki.lg.jp

URL：http://www.city.ibaraki.osaka.jp/